

府 子 第 555 号

平成 26 年 12 月 5 日

各協力・協賛事業者団体等の長 殿(各通)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(青少年環境整備・総合調整第1担当)

クリスマス・年末年始に向けた青少年が安全で安心してインターネットを利用
できる環境整備等への特段の配慮について(依頼)

青少年の健全育成につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

また、11月に実施致しました「子ども・若者育成支援強調月間」及び「児童ポルノ排除
対策推進協議会・同シンポジウム」におきましては、各般にわたり多大な御協力賜り厚く
御礼申し上げます。

スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機等の多様なインターネット接続
可能な端末機器やアプリケーション等のサービスの利用が急速に拡大するとともに、格安
スマホなどと呼ばれる、電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りて利用
者に格安で提供される通信サービス(MVNO)や端末を買い換えずに他の事業者の通信
サービスに乗り換えられる通信サービス(SIMロック解除)等の一層の普及が見込まれる
など、青少年を取り巻くインターネット利用環境は、大きな転換期を迎えています。

このような中で、インターネットを利用する青少年が違法・有害情報にアクセスして、
危険ドラッグの乱用、児童ポルノ事犯や無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因
する犯罪等に巻き込まれたり、各種トラブルに遭う事例が絶えないなど、少年の非行及び
被害の両面において予断を許さない状況になっています。

現在、「青少年のインターネット環境の整備に係る検討会」において、「青少年が安全に
安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の
見直しについて議論がなされているところですが、

- ・ 家庭において、青少年のインターネット利用を適切に把握・管理し、見守るべき立場
にある保護者等の役割は極めて大きいものがあるものの、青少年やその保護者が把握
しておくべき情報量が増大する中、保護者等が契約の終了したスマートフォンや保護
者名義で解約したスマートフォン等をインターネット接続機器として安易に青少年に
使用させてトラブルを生起している事例等も認められるなど、青少年のアプリの利用
状況を含め、保護者等が青少年のインターネット利用の実態を十分に把握できていな
い状況が認められる
- ・ インターネット接続機器毎の多様なフィルタリング等の設定方法・カスタマイズ等の

仕組みや犯罪被害やインターネット接続機器やサービス等の利用に際して生じたトラブル等が生じた際の相談窓口等を十分に認識できていない状況が認められる

- ・ 青少年とその保護者の子育てのライフサイクルを見据え、保護者の責務が適切に履行されるよう、情報モラルを含め、家庭・学校・地域におけるインターネット・リテラシーの向上を図るとともに、節度あるインターネットの利用が家庭において、「生活習慣・ルール」として定着化されるよう、継ぎ目のない支援を充実強化すべき
- ・ 青少年を対象とした商品・サービスを提供する事業者は、提供者側で「青少年保護バイ・デザイン」に配慮した商品・サービスを提供すべき
- ・ 国内外の多くの事業者が関わり、その役割と連携状況が見えにくくなっていることから、事業者が青少年を守るための仕組みづくりに関して理解と取組を促すことは極めて重要。企業の社会的な責任を促進する観点から、事業者に対して、情報提供し、その主体的な取組を促進・支援すべき

等の指摘がなされているところです。

これからクリスマス・年末年始にかけて、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーやスマートフォン等の購入や買換え等が多く行なわれる時期を迎えますが、貴台におかれましては、上記の青少年を取り巻くインターネット利用環境の変化を踏まえ、青少年のインターネット利用に係る事業を行う事業者及び事業者団体等において、新たな機器やサービスを提供する場合には、事業特性に応じ、利用者の視点に立って、より総合的な形で、実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器や端末の設計・提供、事業者内部及び事業間の体制整備等の取組がより主体的に促進されるよう、下記事項に留意の上、管下の関係事業者・関係団体等に対する効果的な周知・情報共有等に努めていただきますようお願い致します。

なお、危険ドラッグやいわゆる「リベンジポルノ」に係る規制等につきましては、別添1及び2のとおり、第187回国会において、「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第122号）及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）が可決・成立しておりますので、これらの法律の概要につきましても、関係事業者等に対する周知・啓発に努めていただきますようお願い致します。

また、来春の卒業・進学・新入学の時期にかけて、多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする機会を迎えますが、本年に引き続き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、この節目の時期を捉えて、集中的かつ効果的に普及啓発活動等の取組を展開することとしておりますので、節目のタイミングで、社会総がかりで青少年に訴求力の高い広報媒体・手法を活用した効果的な広報啓発が行えるよう、同取組につきましても、幅広い御協力をいただきますようお願いの程よろしくお願い致します。

1 「青少年保護バイ・デザイン」を念頭においた民間主導の取組の促進

青少年を取り巻くインターネット環境においては、次々に新たな機器やサービスが出現し、青少年に普及するところ、新たな機器やサービスを提供する場合は、青少年が利用することを想定し、青少年に対するインターネット上の危険性をあらかじめできるだけ小さくしておくことが重要となります。このため、「子どもの権利とビジネス原則」及び「インターネット上の子供の保護に関する企業のためのガイドライン」等を踏まえ、貴台管下の青少年のインターネット利用に関係する事業を行う事業者及び事業者団体等において、事業の特性に応じ、青少年の発達段階に応じた保護者の管理（ペアレンタルコントロール）を支援する観点から、フィルタリング等の設定を初期状態から有効とするなど、実効的な青少年保護を組み込んだ形で機器の設計、サービスの設計、事業者内部及び事業者間の体制を整備等、「青少年保護バイ・デザイン」を念頭に置いた主体的な取組が一層促進されるよう、特段の御配慮をお願い致します。

とりわけ、MVNO等の新たなサービスやSIMロック解除に係る動向等については、保護者や地域の指導者等において、その実態を十分に認識していないことが懸念されることから、これらの新たな端末やサービスの提供に関係する事業者に対しては、保護者等に対して、フィルタリングや保護者が青少年のインターネット利用を把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる方法（ペアレンタルコントロール機能）の内容や必要性及び利用方法・設定方法やカスタマイズ等の仕組みがわからない場合の相談窓口等を分かりやすく伝えるよう要請する、事業者団体や第三者機関等による客観的なモニタリングを通じて事業者内部及び事業者間の体制の整備等についての説明責任の透明化を促すなど、実効的な青少年保護を適切に組み込んだ形で、青少年のインターネット利用に関係する事業者間の体制の整備等の取組が促進されるよう、情報提供等の支援を宜しくお願い致します。

2 関係機関の相談・支援窓口及び各種取組等の周知徹底

インターネット上での危険ドラッグや児童ポルノ等の違法・有害情報については、一般社団法人セーフターインターネット協会及びインターネット・ホットラインセンターにおいて、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が強化される等、民間の事業者による自主的な取組が強化されています。このため、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に係る広報啓発活動に際しては、違法・有害情報を把握した場合に、これらの民間団体への通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた機運を一層高めるよう、この種情報の通知の「受け皿」として、関係事業者・団体等に広く周知に努めていただきますようお願い致します。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のためには、犯罪被害はもとより、青少年がインターネットの利用に際して生じたトラブル等に巻き

込まれた際に、青少年や保護者等が、小さなことでも身近な相談機関・団体等に相談・確認できるよう、機器やサービスの提供等に際しての相談・支援窓口の周知徹底はもとより、警察や児童相談所等の専門的な関係機関・団体の窓口等につきましても、保護者等が、その具体的なニーズに応じて、継続的に継ぎ目なく、きめ細やかな支援が受けられるよう、適切な周知に努めていただきますよう御協力をお願い致します

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
青少年環境整備・総合調整第1担当

(薬物対策担当) 森・河村

T E L 03-5253-2111 (内線38257)
03-6257-1442 (直通)

(インターネット担当) 鈴木・松本

T E L 03-5253-2111 (内線38261)
03-6257-1444 (直通)
F A X 03-3581-1609